

新型コロナウイルスワクチン予防接種 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、令和6年（2024）年度から予防接種法のB類疾病に位置づけられ、予防接種を「毎年度秋冬に1回行うこと」と定められました。

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが国内外の複数の報告で確認されています。なお、既感染症であっても再感染する可能性はあり、また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。

※新型コロナウイルスワクチン予防接種は、法律上の接種義務はありません。対象となる本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。

〔1〕 実施期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日

〔2〕 接種対象者：

- ・65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方



〔3〕 接種回数 1回

〔4〕 ワクチンの種類 新型コロナウイルスワクチン（筋肉注射）

〔5〕 接種費用(自己負担額) 3,000円

＊ ＊ 新型コロナウイルスワクチン任意接種について ＊ ＊

生後6か月以上の全年齢で上記の対象者以外の方については、「任意接種」として、受けることができます。

接種を希望される方は、各医療機関にお問合せください。なお、接種費用については、全額自己負担となります。（接種料金については、各医療機関でご確認ください。）

〔6〕 山添村内保健福祉センターで集団接種される方へ

【申し込み方法】

①WEBサイト WEBでの**先行予約**にご協力をお願いします。

予約受付期間 **令和6年10月2日(水)～12月6日(金)**

☎ 山添村新型コロナワクチン予防接種 WEB予約サイト

URL: <https://logoform.jp/form/qBJB/722530>



②電話 住民福祉課: ☎ 0743-85-0045

予約受付期間 **令和6年10月9日(水)～12月6日(金)**

※電話が繋がらない場合は、時間をおいておかけ直してください。

1. 実施日

| | |
|-----------|-------------|
| 10月17日(木) | 10月24日(木) |
| 11月14日(木) | 11月28日(木) |
| 12月12日(木) | 令和7年1月9日(木) |

2. 受付時間 ①14:00～14:15 ②14:30～14:45 ③15:00～15:15
④15:30～15:45 ⑤16:00～16:15 ⑥16:30～16:45

3. 定員 各受付時間 20名

4. 持ち物

- ・接種費用: つり銭のないようにお願いします。
- ・予診票: 予診票は住民福祉課・診療所・保健福祉センター・出張所にあります。事前に取りに来ていただき、記入のうえお越しくださるようご協力お願いします。
※予診票は当日にも記入していただけます。

5. 保健福祉センターでの集団接種時の注意事項

- ①予約した受付時間にお越しくください。
- ②体調不良等により予約をキャンセルされる場合は、住民福祉課までご連絡ください。
- ③〔11〕に該当する方は、当日、予防接種をお断りする場合がありますので、事前にご相談ください。
- ④肩の出しやすい服装でお越しくください。

裏面へ続きます

[7] 山添村内の医療機関で接種される方へ

東山診療所・豊原診療所・波多野診療所

保健福祉センターの集団接種で接種していただきますようご協力をお願いいたします。

ただし、定期通院されている方で、交通手段のない方等については、各診療所で受診の際にご相談ください。

野村医院 ☎予約専用電話 090-9046-2021

下記の日程で実施しますので、接種を希望される方は、野村医院の予約専用電話に予約をしてください。

- 接種日時
- ① 10月21日(月) 9:00~11:30
 - ② 10月28日(月) 9:00~11:30
 - ③ 11月11日(月) 9:00~11:30

接種場所 山添村保健福祉センター

使用ワクチン ヌバキソビッド筋注(武田薬品工業株式会社)

[8] 山添村外の医療機関で接種される方へ

接種される前に住民福祉課で、手続きを行ってください。



奈良県内の 医療機関で接種

- ・・・①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証)をお渡しします。
- ②自己負担額の3,000円を事前に徴収いたします。
(医療機関での支払いはありません。)

奈良県外の 医療機関で接種

- ・・・①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証・還付請求書)をお渡しします。
- ②医療機関で一旦全額お支払いください。
その後、住民福祉課で還付手続きを行ってください。
後日、自己負担額の3,000円を控除した金額を還付します。

[9] 生活保護世帯・村民税非課税世帯の方へ

自己負担額の全額を助成しますので、予防接種を受けた後に住民福祉課で還付手続きを行ってください。

【手続きに必要な物】: 接種を済ませた後、住民福祉課へ下記の物を持参してください。

- ① 新型コロナウイルス予防接種還付請求書兼同意書(住民福祉課にあります)
- ② 印鑑
- ③ 振込口座のわかるもの
- ④ 領収書
- ⑤ 予防接種を受けたことがわかる物(予防接種済証など)

〔10〕 新型コロナワクチン予防接種と他の予防接種との間隔

| ワクチン名 | 接種間隔 |
|-------------|--------------------------|
| インフルエンザワクチン | 同時接種が可能。また、間隔をあけなくても接種可。 |

※他の予防接種について、接種間隔の規定はありませんが心配な方は、事前にかかりつけ医又は住民福祉課へご相談ください。

〔11〕 予防接種を受けることができない方

- ①接種当日、明らかに発熱している方(通常は 37.5 度を超える場合)
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、接種液の成分に対し、アナフィラキシー等重度の過敏症(※)の既往のある方
※アナフィラキシーや、全身の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。
- ④上記以外で、予防接種を行うことが不適當な状態にある方

〔12〕 予防接種を受ける際に、医師の相談が必要な方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- ③過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び、近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害のある方
- ⑥このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

〔13〕新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報について

厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン



予防接種に関する問い合わせ 山添村住民福祉課(電話 85-0045)